

保育所等利用者負担額徴収額表(令和2年度)

(単位 円)

階層区分	市町村民税の所得割課税額等による区分	基準額(月額)					
		標準時間利用			短時間利用		
		年中・年長児	年少児	乳児	年中・年長児	年少児	乳児
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	均等割のみの世帯	0	0	8,200	0	0	8,100
C 2	47,000円未満の世帯	0	0	9,400	0	0	9,300
C 3	47,000円以上48,600円未満の世帯	0	0	10,800	0	0	10,700
D 1	48,600円以上 52,000円未満の世帯	0	0	13,000	0	0	12,800
D 2	52,000円以上 58,000円未満の世帯	0	0	15,200	0	0	15,000
D 3	58,000円以上 63,000円未満の世帯	0	0	18,000	0	0	17,700
D 4	63,000円以上 88,000円未満の世帯	0	0	23,800	0	0	23,400
D 5	88,000円以上 111,000円未満の世帯	0	0	29,400	0	0	29,000
D 6	111,000円以上 132,000円未満の世帯	0	0	34,500	0	0	34,000
D 7	132,000円以上 155,000円未満の世帯	0	0	37,900	0	0	37,300
D 8	155,000円以上 178,000円未満の世帯	0	0	40,900	0	0	40,300
D 9	178,000円以上 200,000円未満の世帯	0	0	43,700	0	0	43,000
D 10	200,000円以上 258,000円未満の世帯	0	0	44,900	0	0	44,200
D 11	258,000円以上 341,000円未満の世帯	0	0	45,600	0	0	44,900
D 12	341,000円以上 404,000円未満の世帯	0	0	45,800	0	0	45,100
D 13	404,000円以上 477,000円未満の世帯	0	0	46,800	0	0	46,100
D 14	477,000円以上 694,000円未満の世帯	0	0	48,500	0	0	47,700
D 15	694,000円以上の世帯	0	0	51,000	0	0	50,200

< 利用者負担額(保育料)の減免等について >

① 同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所等(\*1)に入所又は児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合の利用者負担額は下表のとおりです。

(\*1) 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設をいいます。(100円未満切り捨て)

	保育所等に入所している児童の中で		
	一番目の児童	二番目の児童	三番目以降の児童
2人同時入所	徴収基準額	徴収基準額の半額(*2)	—
3人以上同時入所	0円	0円	0円

② 生計を一にする子(I 保護者に監護される者、II 保護者に監護されていた者(I が成年に達した場合)、III 保護者又はその配偶者の直系卑属。年齢は問わず)の人数により次の世帯の利用者負担額は下表のとおりとなります。(100円未満切り捨て)

		一人目の子	二人目の子	三人目以降の子
市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円
所得割課税額が57,700円未満		徴収基準額	徴収基準額の半額(*3)	0円
母子認定・障害者認定世帯等(*4)	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
	所得割課税額77,101円未満	3歳以上児 0円 3歳未満児 2,000円	0円	0円

(\*4) 母子認定世帯とはひとり親世帯で、児童扶養手当か県遺児手当の支給がある世帯を指します。障害者認定世帯とは①身体障害者手帳②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方がいる世帯、あるいは特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方がいる世帯で、申請があった世帯を指します。

③ 18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童は、世帯の課税状況に応じて下表のとおり減免します。(100円未満切り捨て)

所得割課税額	97,000円未満	97,000円以上301,000円未満
利用者負担額	0円	徴収基準額の半額(*5)

< 注 意 事 項 >

- ① 保育料決定の所得割額を計算する場合、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除など)は適用しません。
- ② 保育料は、4月1日現在の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中は年齢による変更はありません。
- ③ (\*2)(\*3)(\*5)は重複して適用はされません(半額のさらに半額にはなりません)。
- ④ 障害者世帯の認定を希望する場合、「障害者世帯認定申請書」の提出が必要です。

## 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化について

### 【保育料】

保育所等を利用する3歳児クラスから5歳児クラス（年少から年長）の児童の保育料が無償化されました。また、0歳児クラスから2歳児クラスの児童については、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されました。

### 【副食費（給食のおかず代など）】

3歳児クラスから5歳児クラスについては、令和元年9月まで保育料に含まれていた副食費が無償化の対象外になり、教材費や主食費（給食の米、パン代）などと同様に負担していただきます。公立保育園は、副食費月額4,500円、主食費月額490円です。私立保育園や認定こども園は、園により異なります。

なお、以下の世帯は副食費が免除されます。

- 生活保護世帯
- 同一世帯から3人以上が同時に、保育所等（※）に入所又は児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合
- 市民税の所得割課税額（※）が57,700円未満（母子認定・障害者認定世帯等（※）は77,101円未満）の世帯
- 18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が入所する場合で、市民税の所得割課税額（※）が97,000円未満の世帯

※保育所等、市民税の所得割課税額、母子認定・障害者認定世帯等については、保育所等利用者負担額徴収額表に記載の内容と同じです。